

○大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校共同研究規程

平成31年4月1日

規程第307号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が設置する大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）が民間機関等と共同して行う研究の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間機関等 商法等に基づく会社、国、地方公共団体、法律により設立された特殊法人、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、民法（明治29年法律第89号）第33条第2項に規定する公益法人、技術研究組合その他研究に携わる機関等であって、法人以外のものをいう。
- (2) 研究員 民間機関等において、現に研究業務に従事している者であって、当該民間機関等に在職したまま共同研究を行うものをいう。
- (3) 教職員等 教授、准教授、講師、助教、助手その他大学等において研究活動に従事する職員及び学生（大学院生を含む。）をいう。
- (4) 研究者 研究員及び共同研究に従事する教職員等をいう。
- (5) 共同研究代表者 研究者のうち当該共同研究を代表する者であって、教職員等（学生を除く）の中から選出される者をいう。
- (6) 共同研究 民間機関等から研究に要する経費（以下「共同研究費」という。）及び研究員又は共同研究費を受け入れて、教職員等が当該民間機関等と共同して行う研究及び共同研究費の授受を伴うことなしに学術の発展のために民間機関等と共同して行う研究をいう。
- (7) 共同研究機関 この規程に基づき共同研究を行う民間機関等をいう。
- (8) 部局等 各学域、各研究科、高等教育推進機構、研究推進機構及び大阪府立大学工業高等専門学校をいう。
- (9) 知的財産権 大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程第2条第1項第6号に掲げる知的財産権をいう。

(共同研究の基準)

第3条 共同研究は、大学等の教育研究上有意義であつて、社会への説明責任が果たされるよう公開性が担保され、かつ、本来の教育研究業務に支障を及ぼさないものでなければならない。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究代表者及び共同研究機関の代表者は、共同研究をしようとするときは、所定の書面により共同研究の申請を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるいずれかを満たす場合は申請を不要とすることができる。

(1) 法人または教職員等が応募等を行い共同研究を行うことが決定した場合において、採択通知等申請書に代わる書面が存在する場合

(2) 前号に該当しない場合にあつて、共同研究代表者及び共同研究機関の代表者が、共同研究を行う意思を有することを確認出来る書面等の提出がある場合

(共同研究の承認)

第5条 理事長は、共同研究をすることが適当であると認めるときは、承認する旨を申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 共同研究の実施に当たっては、理事長は、共同研究機関の代表者との間で、次の各号に掲げる事項を記載した共同研究契約を締結しなければならない。

(1) 研究の題目

(2) 研究の目的及び内容

(3) 研究の実施場所

(4) 研究の実施期間

(5) 研究者に関する事項

(6) 経費の負担に関する事項

(7) 研究成果の取扱いに関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、共同研究に関し必要な事項

(経費の負担)

第7条 第2条第1項第6号に規定する研究に要する経費は、直接研究に要する経費、研究料並びに光熱水費及び産学官連携推進経費等に充当する経費(以下「間接経費」という。)とし、共同研究機関が負担する経費は別途定める。

2 共同研究機関は、前条の共同研究契約を締結したときは、前項に規定する共同研究費を

別に定めるところにより納付しなければならない。

- 3 法人は、必要に応じ、研究に要する経費の一部を負担するものとする。
- 4 共同研究機関は、共同研究において、大阪府立大学の授業料等に関する規程第15条に規定する放射性同位元素による照射等を依頼する場合及び放射線施設を利用する場合は、第1項に規定する共同研究費とは別に、手数料及び使用料を負担するものとする。
- 5 既納の共同研究費は還付しない。ただし、第10条の規定により共同研究を中止したときは、研究料にあつては大阪府立大学の授業料等に関する規程第21条ただし書又は大阪府立大学工業高等専門学校授業料等に関する規程第10条ただし書の規定により、研究に要する経費にあつては不用となった額の範囲内において、それぞれ全部又は一部を還付することができる。
- 6 第10条の規定により共同研究を変更したときは、その事由に応じ共同研究機関に共同研究費の追加負担を求めることがある。

(施設・設備の供与、受入れ)

第8条 法人は、その施設及び設備を共同研究の用に供するものとする。

- 2 理事長は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、共同研究機関の設備を大学等に受け入れて教職員等に共同研究を行わせることができる。
- 3 前項の規定による受け入れに係る設置及び原状回復に要する費用は、共同研究機関が負担するものとする。

(設備の帰属等)

第9条 共同研究費により取得した設備等は、法人に帰属するものとする。

- 2 共同研究の相手方が国、法律により設立された特殊法人、独立行政法人等の場合で前項の規定により難しい場合は、双方協議の上、決定するものとする。

(共同研究の中止又は変更)

第10条 理事長は、天災その他共同研究の遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、共同研究機関の代表者と協議の上、当該共同研究を中止し、又は当該共同研究の内容を変更することができる。

(共同研究の完了)

第11条 共同研究代表者は、共同研究が完了したときは、理事長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第12条 共同研究による研究の成果は、共同研究契約書の定めるところにより研究者の名において、これを公表することができる。

2 理事長は前項の規定による公表の時期及び方法について、必要がある場合は、共同研究に従事する教職員等の意見を聴いて、共同研究機関の代表者と協議の上それらを定めるものとする。

(知的財産権)

第13条 共同研究の結果生じた知的財産権の帰属等については、共同研究契約書並びに大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程)及び大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校研究成果有体物規程の定めるところによる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際に、現に契約を締結している共同研究は、この規程第6条により契約を締結したものとみなし、この規程を適用する。